

大阪 IR「基本合意」について

夢洲 IR 差し止め訴訟の原告「意見陳述」準備のために、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書を久しぶりに再読した。写真は別紙 2 事業日程である。現在は国土交通大臣による区域整備計画認定の審査が実施されている。

大阪日日(共同配信)19日1面に、カジノ IR 審査大詰めへと。岸田政権は認定タイミングを慎重に探っているもようだ。依存症や治安悪化など負のイメージが強く、認定した場合の「日本初のカジノ正式決定」のニュースは政権支持率にも影響を与える公算が大きい。野党にとっては臨時国会での格好の攻撃材料ともなり得る。

この事業日程によると、4月頃に府、市、SPC(IR 事業者)により「基本合意の締結」が行われているはずだ。基本合意書と関連資料を情報公開請求したが、基本協定書第 14 条の基本合意の締結等に注目した。何回読んでも難解だが、とりあえず紹介しておく。

別紙 2 事業日程

項目	実施主体	時期
大阪市会への付議（土地課題対策に要する費用の負担に係る債務負担行為）	市	2022年2・3月頃
大阪市会への付議（認定申請の同意）	市	2022年2・3月頃
大阪府議会への付議（認定申請）	府	2022年2・3月頃
基本合意の締結	府、市、SPC	2022年4月頃
区域整備計画の認定の申請	府、SPC	2022年4月頃
区域整備計画の認定	国土交通大臣	2022年秋頃※
実施協定の認可の申請	府、SPC	2022年冬頃
実施協定の締結	府、SPC	2022年冬頃
立地協定の締結	府、市、SPC	2022年冬頃
事業用定期借地権設定契約の締結	市、SPC	2022年冬頃

※国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は仮定

SPC(IR 事業者)は、第 6 条第 8 項に基づき、国土交通大臣に対して認定用区域整備計画について認定の申請をするに先立ち、府及び市との間で、認定用区域整備計画及び当該申請に添付する実施協定書(案)、設置運営事業の遂行に当たって府、市及び SPC で確認すべき事項を定めるための立地協定(案)、並びに、SPC が設置運営事業を実施する目的で本件土地を使用することができるようにするための事業用定期借地権設定契約書(案)について、基本合意を締結するものとする。なお、府、市及び SPC は、当該基本合意締結までに、募集要項等に定める手続きにおいてなされた協議の内容並びに提案書類提出時において府、市及び設置運営事業予定者が想定していなかった事由を踏まえて、募集要項等に定める手続きにおいて府により提示された実施協定書(案)、立地協定(案)、及び、事業用定期借地権設定契約書(案)の修正について誠実に協議するものとし、当該基本合意締結後は、本基本協定に別途定める場合及び当該基本合意締結時に府、市及び設置運営事業予定者が想定していなかったと合理的に認められる事由が生じた場合を除き、SPC は、府及び市に対して、募集要項等に定める手続きにおいて府により提示された実施協定書(案)、立地協定(案)、及び、事業用定期借地権設定契約書(案) (SPC との協議等を踏まえて当該基本合意までに府又は市により修正されたものを含む。) の修正を求めることはできないものとする。

(2022年10月21日)